

## 会議録

会議の名称	第46回西東京市建築審査会
開催日時	令和5年4月20日（木曜日）午後2時から3時30分まで
開催場所	保谷東分庁舎 地下1階会議室1
出席者	【委員】井上会長、上木委員、杉崎委員、鈴木委員、三沢委員 【特定行政庁】古厩部長、名古屋課長、佐藤主幹、海老澤係長、蜂須主査、大井主任 【事務局】山本係長、水谷主任
議題	議題1 議案第69号 建築基準法第43条第2項第2号による許可に関し西東京市建築審査会の同意を求めることについて 議題2 報告事項 「西東京市建築基準法第43条第2項第2号許可に関する審査基準」等の一部改正について 議題3 その他
会議資料の名称	資料1 議案第69号 資料2 「西東京市建築基準法第43条第2項第2号許可に関する審査基準」等の一部改正について
傍聴人	なし
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>開会前に西東京市建築審査会条例第4条の規定に基づき、会長及び会長職務代理の互選を行い、会長は井上委員、会長職務代理は三沢委員に決定した。</p> <p>○委員 第46回西東京市建築審査会を開会する。 まず、議題1 議案第69号について、説明を求める。</p> <p>○特定行政庁 (議案第69号の説明)</p> <p>○委員 議案第69号について、意見、質問等があれば発言をお願いします。</p> <p>○委員 全員承諾とあるが、承諾書はあるのか。</p> <p>○特定行政庁 承諾書はある。</p> <p>○委員 道路種別図では、南側の位置指定道路に繋がる通り抜けが可能な形状で、建築基準法第43条の道の色付けがされている。</p> <p>○特定行政庁 過去に複数の協定が締結されており、道路種別図上では着色が一体化してしまっている。 今後、今回の協定範囲より南側、または過去に協定が締結された範囲より北側で法第43条第2項第2号許可の申請があった場合は、通り抜けが可能な道もしくは位置指定道路となるよう指導していく。</p> <p>○委員 今回も、位置指定道路となるよう検討した結果、できなくてこの協定範囲となったのか。</p> <p>○特定行政庁 そうである。</p> <p>○委員</p>	

1728-35の筆の一部が協定範囲に含まれないのはなぜか。

○特定行政庁

1728-2の筆を全て含み、道の南端部を中心線に対して直角にするためである。公図には一部ずれが生じている。

○委員

当該道は実質的には通り抜けが可能であり、道路に近い形状をしている。市道になる要素を持っている道だと思われるが、所有権等の問題以外で、支障となる点はあるか。

○特定行政庁

市道は道路管理者が認定するため、特定行政庁から詳細は申し上げられないが、認定条件の1つが位置指定道路であることを認識している。当該道については、諸要件はあるが、幅員が4mに満たない部分が解消されれば、位置指定道路とすることが可能な形状である。

○委員

市道になる場合、通り抜けが可能な道かどうかは問われるのか。

○特定行政庁

道路排水などの道路構造の確認は必要であるが、建築基準法上の道路であれば、通り抜けが可能な道かどうかは問われない。

○委員

建築計画概要書等で、計画敷地の北側の建築物の敷地について、隅切り部分が除外されていることを確認しているか。

○特定行政庁

建築計画概要書は確認していないが、現状として塀で区切られた隅切り形状となっている。東側の隅切りについては既に二等辺三角形の底辺が2mとなる隅切り形状となっており、西側については、今回の協定締結により、将来的に同様の形状とする承諾が得られている。

○委員

今後、相続や売買が行われた際に、協定のみで効力がどれくらい担保されるか、公開されている建築計画概要書等で確認できればと思うが。

○特定行政庁

今後、当該道の隅切り部分に係る建築計画概要書等を確認する。

○委員

資料1-4の協定図のA及びBの部分は、ブロック塀を壊して幅員4mにするという承諾なのか。

○特定行政庁

今後建替え等があった際に、承諾された形状にするというものである。

○委員

資料1-3①の写真について、道路側に家屋の石畳が置いてあるように見える。

○特定行政庁

ほぼ段差がなく、通行可能なため、撤去などは求めない。

○委員

資料1-3②の写真を見ると、通り抜けており、道路に近い状況だと思う。舗装は市が実施したのか。

○特定行政庁

市が実施したかどうかは、わからない。

○委員

資料1-2の拡大案内図について、建築基準法上の道路種別で色分けしていただくと、現況等を判断しやすい。

○特定行政庁

道路と敷地の関係を見るための資料であるため、これまで道路として示してはいたが、種別までは明示していなかった。色分けについては、今後検討する。

○委員

ほかに意見、質問等はないか。ないようであれば、議案第69号についての質疑を終了する。

続いて評議を行う。

評議内容は非公開

議案第69号・・・同意する。

○委員

議題2 報告事項については、西東京市情報公開条例第7条第4号に規定する不開示情報が含まれている。よって、西東京市建築審査会条例第8条第1項ただし書の規定により、本件は非公開とする。

○委員

次に、議題3 その他 次回会議の開催について、事務局からの説明を求める。

○事務局

次回の西東京市建築審査会は、令和5年5月18日を予定している。

○委員

本日本日予定していた議題は終了した。ほかによろしいか。

これをもって、第46回西東京市建築審査会を終了する。